

件名

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号  
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件（平成三十年<sup>金融庁</sup>告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	附則  この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。						
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(適用時期)</p> <p style="text-align: center;">第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">第五十条第二項</td> <td style="width: 35%;">標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあつては</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">標準的手法採用金庫は</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五十条第三項</td> <td style="text-align: center;">標準的手法採用金庫は、前項各号に</td> <td style="text-align: center;">標準的手法採用金庫が</td> </tr> </table>	第五十条第二項	標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあつては	標準的手法採用金庫は	第五十条第三項	標準的手法採用金庫は、前項各号に	標準的手法採用金庫が
第五十条第二項	標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあつては	標準的手法採用金庫は					
第五十条第三項	標準的手法採用金庫は、前項各号に	標準的手法採用金庫が					

	<p>第六百三十二条第六項</p>	<p>掲げる金庫のいずれにも該当しない場合において</p>
<p>第四百四十条第四項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポ</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポ</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポ</p>

<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>
<p>2 内部格付手法採用金庫は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新告示第三百三十二条各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に</p>		

次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード  
・エクスポージャーの EAD とするものと定める。

$$\text{EAD} = \sqrt{(T_m/10)}$$

T<sub>m</sub> は、新告示第五十二条第七項の規定を準用して算出した  
リスクのマージンを期間をいう。この場合において、同項中  
「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、同項第一号  
中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「  
ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネット  
イング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が、リテール向けエ  
クスపోージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接  
清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージ  
ヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参  
加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出す  
る場合について準用する。

(適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新告示第一条第七号の三に掲げる用語の意  
義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前  
の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十  
四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がそ  
の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であ  
るかどうかを判断するための基準（次項において「旧告示」  
という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず

「条を削る。」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。</p>
---------------------------	--

## 附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年 金融庁 告示第 厚生労働省 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う金庫については、なお従前の例による。